

新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例

1 大会前の各学校における対応

学校に登校している生徒のみ参加可

【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】

- ・校長は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】

- ・校長は、当該生徒等に対して「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間の出席停止」の措置をとる。

※無症状の場合は、4日目、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除することが可能。

- ・それ以外の指導者、部員で試合参加可。

【学校で罹患者が出た場合】

- ① 校内で感染が広がり学校全体が臨時休業となっている場合、原則として大会への参加は認めない。
- ② 学年内で感染が広がり学年閉鎖となっている場合、原則として当該学年に所属する生徒の参加は認めない。

※この基準は目安であり、最終的には当該校の校長が学校医や保健所等からの指導・助言をもとに、専門部及び教育委員会と協議を行い大会参加の可否を決定する。

2 大会当日の各会場における対応

(発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合)

- ・顧問は当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅休養するよう指導する。
- ・顧問は会場運営役員及び専門部に報告するとともに、自校管理職へ報告し対応の指示を受ける。
- ・会場運営役員及び専門部は安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う。
- ・顧問及び管理職は居住する自治体の定めにしたがって、「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するよう家庭に連絡し、経過について学校及び会場責任者に継続的に連絡させる。
- ・会場運営役員及び専門部は、専門委員長に報告し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

3 生徒が大会終了後10日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

(1) 各学校の対応

- ・学校は保健所と連携し、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定、他の生徒等及び教職員の健康状態を把握する。
- ・会場運営役員及び専門部は、保存している、大会当日の日程、待機場所、運営の詳細等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・顧問は、保存している、大会当日の日程、出席生徒の行動記録等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・校長は速やかに専門委員長へ連絡し、専門委員長は会場運営役員と状況確認をした後、高体連事務局に報告する。

(2) 専門部の対応

感染者が発生した学校の顧問並びに校長からの情報に基づき状況を把握し、県高体連事務局等と協議後、感染者が参加した大会当日に会場にいたすべての者に連絡する。

※感染者の感染可能期間は、発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）となっていることから、文書通知の期間は、発症日（発熱等の症状が現れた日）から2日前に大会があった場合とする。

4 濃厚接触者となった場合の対応

・濃厚接触者は「感染者と最後に濃厚接触をした日から7日間の出席停止」の措置をとる。

※無症状の場合は、4日目、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は、5日目から解除することが可能。

※濃厚接触者の特定については、学校が濃厚接触者のリストを作成し、保健所に送付することによって追認される。

⇒濃厚接触者は自宅待機とし、それ以外の指導者、部員で試合参加可。

参考：濃厚接触者の定義【神奈川県ホームページ】

陽性者（無症状者も含む）の※感染可能期間に以下の接触があった者

- 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内を含む）があった者
- 適切な防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者
- 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なしで陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から陽性者の感染性を総合的に判断する）

※感染可能期間

- 症状がある場合・・・発症日2日前から診断後に隔離などが適用されるまでの期間
- 症状がない場合・・・判明日2日前から診断後に隔離などが適用されるまでの期間